

# 代表質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年2月17日

会 派 名 フェアな市政

多摩市議会議員 大野 まさき

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

市長施政方針について

## 答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 3年 2月17日	No. 4
	午前 9時33分	

## 質 問 内 容

1. 「健幸まちづくりのさらなる推進」に対して
(1) 「多摩市健幸まちづくり基本方針」と関連して
第1 市政運営における基本的な考え方 3 健幸まちづくりのさらなる推進」に関連してまず伺いたい。
「多摩市健幸まちづくり基本方針」では、「健幸まちづくりは、市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまちを目指して、健康と幸せを獲得しやすい環境を整えていく取り組みです。』『健幸とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいきと暮らしている状態と定義します。』『多摩市が目指す健幸都市とは、「第五次多摩市総合計画・第2期基本計画」に示された「身体面での健康だけでなく、それぞれに「生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまち」で有り、言い換えれば、「世代の多様性があり、市民の誰もが生涯を通じて「健幸」である都市」です。」とそれぞれ記載されている。しかし、健幸まちづくりの理念としては「市民の誰もが」とあるものの、これまでの具体的な取り組み対象が高齢者の健康課題に偏っていないだろうか。「誰もが幸せを実感できるまち」を打ち出した取り組みについてどうなっているのか。「多摩市健幸まちづくり基本方針」では、多摩市の健幸まちづくりの目標が『世代の多様性があり、市民の誰もが生涯を通じて「健幸」である都市の実現』とされていることから気になる。
①「世代の多様性については、今回の「施政方針」の中で「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」が「健康まちづくりのさらなる推進」の中の項目で記されてはいる。しかしこのコロナ禍の影響で貧困等への対応について、健幸まちづくりとの関連や政策の打ち出しもなされるべきではないかと思うが、どう考えているか。
②これまでも健幸まちづくりと関連して取り上げるべきではないかと訴えてきた障がい者差別問題との関連においても改めて確認したい。 健幸まちづくりが部署横断的に取り組まれるものとして認識しているが、例えば障がい者差別解消問題だと障がい者政策の中で括られる傾向になってしまいがちで、広く人権問題としての認識や取り組みの広がりになっていないのではとも感じられる。健幸まちづくりの観点からのアプローチが強調されれば、障がい者差別解消問題について、より明確に部署横断的に、また、市民や事業者、様々な団体に対しても課題と差別解消の必要性をより認識してもらえるものとなるのではないかと期待する。考えを伺いたい。
③健幸まちづくりと「気候非常事態宣言」や環境との連携を意識した

## 質 問 内 容

<p>取組みも必要ではないかと考えるが、どの様に考えるか。</p>
<p>④健幸まちづくりの取組み評価に関する指標について伺いたい。何を持って成果があったのか、なかったのかがわかりにくいという指摘はこれまでもあったと思うが、これについてはどの様に考えているか改めて伺いたい。「多摩市健幸まちづくり基本方針」では、「健幸都市・多摩の実現に向けての課題は、高齢者数や高齢者人口割合の急増への備え」、「実現した健幸都市を維持するための課題は、若い世代の流入及び定着の促進」とある。となると、高齢者人口の割合を高めないということが追求されるべき目標であるとも受け止められないか。その様な単純な内容で留めて良いのか。目標である「多様な市民が生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができること」を示すことが何らかの指標で具体的にできることが一番望ましいと思うが、それをどう把握していくのか。</p>
<p>⑤「安全・安心に暮らすことができること」という視点に関連して、市内のこの1年間の自殺者数、また、孤独死数の推移はどうなっているか。</p>
<p>⑥引き続き「安全・安心に暮らすことができること」という視点に関連して、目指すべき居住支援のあり方について、特に高齢者の住替え、多摩市版地域包括ケアシステムとの連携の観点から考えを伺いたい。</p>
<p>(2)「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」について</p>
<p>①施政方針にある『令和3年度は、地域共生社会の実現に向けた「(仮称)地域委員会構想」、多摩市版地域包括ケアシステムの構築に向けた一体的な取組みと併せて、「健幸まちづくり」を地域や市民一人ひとりの取組みとして定着させていきたい』とする具体的な流れ・内容について伺いたい。</p>
<p>②地域委員会構想における地域担当職員の配置についてはどの様に準備・検討されているのか。進捗状況を伺いたい。</p>
<p>③例えば街路樹と公園内樹木、法面と遊歩道の管理、大栗川だけでなく乞田川のゴミ拾い等の浄化作業などにおいて課題を感じている。その様に環境やまちづくりの市民協働や、市役所内部署が横断的に取組む必要性の認識について伺いたい。</p>
<p>2.「このほかの重要課題への対応」について</p>
<p>(1) 庁内組織に係る内部改革の推進の取組みについて、市政方針の中で触れられているが、将来につながる市役所組織のためにどう考えているのか。</p>
<p>(2) 日本医科大学多摩永山病院の移転・建替えにかかる課題について</p>



# 代表質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年2月17日

会 派 名 ネット・社民の会  
多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

市長施政方針について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和3年2月17日	No. 5
	午前10時53分	

## 質 問 内 容

昨年の2月から日本のみならず、世界に影響を及ぼし現在も続いている、新型コロナウイルス感染症による私たちの生活の変化は著しいものです。その影響や困難は、とりわけ、より弱い立場の人に大きく影を落としていると言えるのではないのでしょうか？限りある財源の中、全てを行うことが叶わないことは、市民も理解するところでしょう。しかし、その優先順位の上位が弱者や困窮者に向けてのものであるべきと考えます。行政からのメッセージや丁寧な気遣い、あるいは、一人も取り残さない、の姿勢が今回の施政方針には、とりわけ重要と考えます。同時に、コロナ禍であっても、地球環境を守り、次世代に繋ぐための取り組みは加速すべきです。

この「弱者、困難な状況の人への視点」、と「環境への取り組み」、この二つの点から2021年度施政方針を読ませて頂きました。

同時に、2021年度は、阿部市長にとって三期12年の最後の1年です。当然、そのことも踏まえ、ネット・社民の会として代表質問をさせていただきます。

1 市長は施政方針の令和2年度をふりかえっての①新型コロナウイルス感染症への対応のところで保健所設置市でないため、具体的な対策、実施のための情報がとれず「市町村は市民に最も身近な政府です。私は市長としてこの間、身を削がれるほどの疎外感と喪失感を覚えました。」と書いています。そのお気持ちは、お察ししますが、このような、強い苦しい気持ちの記載は、残念ながら、他の箇所では見られません。施政方針ではこの1年の方針を淡々と書くべきなのでしょうが、市長が書いているように、本当に「市町村は市民に最も身近な政府」であるならば、叫びの中から湧き出た弱者への政策を是非行って頂きたいと思います。

今回このコロナ禍、困っている人にどんなことでも相談して欲しいという思いでコロナ相談会を11月の2日、と3日、永山北公園で行いました。市の担当の方やしごと・くらしサポートステーションの方も手伝って下さり年末年始も待機頂き有り難いことでした。ただ、なかなか、相談のハードルは高いのかも知れないとの思いにもなりました。コロナ禍も二年目を迎え長期化する中、頑張って、頑張っていた方たちが、もう駄目だ、と、自死を選ぶことのないように、又は生活保護になる前に相談にいらして頂けるように、DV、虐待などに遭われている方が我慢の限界になってしまわないように、相談体制をより一層強化すべきだと思いますがいかがでしょうか？

## 質 問 内 容

2 困窮者の支援者や当事者の方から「住まいも無いなど、生活保護を受給する方は、ゼロからではなく、マイナスからのスタートである。」といわれました。「保護のしおり」は2020年4月改訂しましたが、どうしても「保護のしおり」だけでは不十分です。何故なら、保護が開始されてもアパートの契約の保証人をどうすればいいのかわからないなど、さまざまな問題があるからです。病院で生活保護受給者であるとプライバシーを守る伝え方など、保護が開始される際、安心して暮らせるための「手引きのような冊子があるといい」と伺いました。このコロナ禍で困窮者が増えている状況を踏まえ、作成してはいかがでしょうか？

「(仮称) 子ども・若者総合支援条例」についてお聞きします。

3 2022年4月施行に向けて検討を重ねているとありますが、骨子からは、「まちづくりへの参画条例」の意味合いが強く懸念しています。ご認識を伺います。

4 施政方針には「子どもから若者への切れ目ない支援、」とありますが、かねてより、子どもと若者をセットでゼロ歳の子どもから30代の若者を一つの条例に入れ込んでいるため、年齢の幅が広いこと、多様な課題がありすぎること、条例を制定する意味について委員の方も困惑されていると感じます。市長は、この条例で多摩市の子ども・若者がどうなって欲しいのか、何を伝えたくてこの条例を制定するのかをお聞きします。

5 まさに、このコロナ禍に若者総合支援を掲げた条例を制定するからには、コロナ禍だからこそ浮き彫りになった学生や若者への困窮、孤立対策などは重要です。ご見解をお聞きします。

6 教育委員会も含めお聞きしますが、施政方針に多摩市も不登校が増えているとの記載があります。確かに、近年、中学生の不登校は増加傾向です。その上で、タブレットは学習面において不登校対策に有効であるとの記述は理解できます。もともと、子どもたちにとって、学校は、行く権利はありますが、行く義務はない場所です。そのことは、地域、保護者や保育、学校関係者等、就学前から子どもたちにも共有されているのでしょうか？

「子どもの権利」として、学校は行く権利も、行かない権利もあるとの認識がこの条例が制定され定着すれば、全ての子どもや周りのおとなが、不登校への差別・偏見から解放されることになると思っているのでしょうか？

## 質 問 内 容

7 コロナ禍において、何か嫌なこと、大変なことがあったら我慢せず、すぐ誰かに助けを求めることは、子ども、おとな関係なくますます重要でしょう。しかし、その人が相談するかは、幼少期から相談は「子どもの権利」として、学び、理解し、相談の練習や相談を体験し、おとなが聴いてくれた経験、相談して褒められた体験がなければ、できないものです。

この条例が子どもの権利条約に基づいて制定され、このコロナ禍、もし何かあっても、子どもや若者が多摩市で自死を選ぶなど決してないようにするため、いち早く誰かに助けを求めることが出来るようになるため制定するとしたら大きな意義があると思うのです。ご認識を伺います。

8 ところで、施政方針に「パートナーシップ制度」の導入の検討とありますがどのような制度を考えているのでしょうか？

環境についてお聞きします。

9 市と市議会で「気候非常事態宣言」を行い、二酸化炭素排出実質ゼロの目標、使い捨てプラスチック削減の推進、生物の多様性の共有という3つの目標に向かうことは、大変誇らしいことですが、道のりの険しさを思うと、人材、財源の確保は欠かせないはずですが、全庁で一丸となる覚悟がいますか、ご見解とご認識を伺います。

10 第二次多摩市地球温暖化対策実行計画は、2022年度までの計画ですがこれまでの評価と、次の第三次の計画の進め方、取り組み、タイムスケジュールなどを伺います。

11 地球温暖化対策として、施政方針でも、脱原発・脱炭素・省エネルギー、再生可能エネルギー対策を進めるとしてはいますが、そのことと、水素自動車を進めることの整合性をお聞きします。

12 都市農業は新鮮な農産物の供給、良好な景観の保持や、災害時には防災空間としてなど多くの機能を備え、都市農業振興基本法では、その理念の筆頭に「都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと」と掲げています。

特に近年の異常気象に伴う集中豪雨被害を避けるためには、コンクリートによるインフラでなく、「保水」というグリーンインフラが注目されています。

多摩市はこれまで「みどりと環境基本計画」においても農地の保全を一貫して掲げており、高く評価しています。

持続可能かつ次の世代に生業として選択される農業推進施策と、都市のみど

## 質 問 内 容

り=グリーンインフラとしての農地保全施策について、今後の考え方、庁内での意思形成と連携について伺います。

**資料要求欄**（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 多摩市の過去3年の、条例が想定している年齢の、子ども・若者の自殺者数。内訳として年齢。理由。
- ② 過去3年、条例が想定している年齢の子ども、若者から部署関係なく届いた年齢別相談件数。内容。
- ③ 多摩市、過去3年の生活保護の受給者数。年齢。

一般質問

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年2月17日

多摩市議会議員 藤條 たかゆき

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 ウィズコロナ時代の地域交通について
- 2 飼育困難となったペットの扱いについて
- 3 豆まき等で子どもの事故を繰り返さないために

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和3年2月17日	No. 1
	午前11時13分	

## 項目別質問内容

1 ウィズコロナ時代の地域交通について
<p>年明け早々に2度目の緊急事態宣言が発令され、県をまたいで移動や自宅からの外出も不要不急の自粛が求められ、私たちは「移動」ということに対して細心の注意を払わなければならなくなりました。</p>
<p>三密を避けるために、テレワークなどICT技術を活用した代替手段の利用が大幅に進んだ一方で、家に閉じ籠りがちになり特に高齢者の方々はロコモティブシンドロームやフレイル、サルコペニアなど身体機能の低下により様々なリスクが高まってしまう危険性は健幸都市を掲げる多摩市として見過ごしてはいけません。</p>
<p>筋力の低下が、さらに移動の自由と選択肢を奪ってしまいかねないという局面に多くの市民が晒されているという危機感を持たなければなりません。</p>
<p>免許返納することによって、交通弱者となり引きこもりと老いが加速し、徐々に社会との関わりも薄れ元気を失っていく。そんな高齢者が増えてしまえば、まちも活力を失っていくことになります。</p>
<p>足の確保は暮らしやすさのバロメーターでもあり、免許返納とその後の移動手段はセットで語られなければなりません。自主返納することによる対価の提供は抜本的な対策にはなり得ず、公共交通機関を始めとした移動手段の選択肢をより広く、イメージし易く提示できるかが大切になってくるでしょう。</p>
<p>また、もともと移動することに困難を抱えている障がい者の方々についても、ハード面での街中のバリアは徐々に解消されてきていますが、意識（ハート）のバリアは依然として高いままではないでしょうか。</p>
<p>「外出時に支援が必要」と答える障がい者の割合は以前として高く、家族やヘルパーさんの介助や付き添いがないとなかなか外出が難しいのが現状です。</p>
<p>もちろん障害の程度にもよりますが、彼らが一人でも気軽に外出できる環境をハードとハートの面から整えることは、誰にとっても安全で快適な移動を確保することに繋がります。</p>
<p>「移動」は、人間が人間らしく生きていくための一つの権利です。</p>
<p>移動貧困社会に陥ることなく、一人一人が自由に自立した移動手段を確保できることが豊かな社会、コロナ後の地域交通には欠かせません。</p>

## 項目別質問内容

<p>歳を重ねても、障害があっても、安全で自由な移動に困らない暮らしと社会を目指し以下質問致します。</p>
<p>(1) 運転免許返納後の移動手段について、市ではどのように把握しているか。また、免許返納後も移動に不安なく地域で暮らしていけるという手段と安心感をどのように提示していけると考えているか、都市計画や道路整備計画に照らして伺う。</p>
<p>(2) 障がい者の移動支援は、社会参加を積極的に促すことに重きを置いているのであれば、生活の質（QOL）や日常生活の動作（ADL）を上げることに着目をし、なるべく一人でも移動ができるよう高機能電動車イス等のさらなる普及も目指すべきと思うが、市の支援制度と考え方について伺う。</p>
<p>(3) コロナ禍で延期となった多摩市のデマンド型交通・実証実験であるが、民間事業者が聖蹟桜ヶ丘駅と近隣地域を対象に相乗りタクシーの輸送実証実験を展開された。市場性があれば民間に任せるべきであると思うが、その場合の市が果たすべき役割について伺う。</p>
<p>2 飼育困難となったペットの扱いについて</p>
<p>コロナ禍によってお家にいる時間が増える中で、癒しを求めてペットを飼う家庭も増加傾向にあるようです。一方で、多頭飼育や飼い主の高齢化、健康上の理由からペットの面倒を見れなくなり、託せる家族や親戚もいない状態に陥るケースも散見されるようになってきました。</p>
<p>東京都では、こうした事例にも手を差し伸べられるようにと「地域における相談支援体制整備事業」として、各市区町毎に3年間で最大3,000万円（補助率10/10）の補助事業を整備して頂いておりますが、なかなか手をあげる自治体が少なくこうした事案はいまだに地域ボランティアさんにお任せの状態であるようです。</p>
<p>各自治体が主体的にこうした動物飼育に関する問題への相談支援体制の整備に取り組む姿勢を望むべく以下質問致します。</p>
<p>(1) 飼い主の高齢化等により、飼育が困難な状況に陥ったケースとして市はどの程度実態を把握できているか。また、警察案件等で把握ができないまま処理されてしまうケースもあり得ると思うが、その部分についての対応について伺う。</p>

## 項目別質問内容

<p>(2) 多頭飼育の把握について、犬については狂犬病予防の観点から登録制が取られ把握は出来ていると思うが猫についてはどうか。特に生活保護受給者世帯においては飼育困難に陥るリスクも高く、福祉との連携が密に図られるべきと思うが見解を伺う。</p>
<p>3 豆まき等で子どもの事故を繰り返さないために</p>
<p>昨年、松江市の認定こども園にて4歳の男の子が豆をのどに詰まらせて死亡した事故などを受けて、今年度は消費者庁からも「節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」という通達が出され、硬い豆やナッツ類等について『5歳以下の子供には食べさせないで』と言うかなり強いメッセージでの注意喚起がなされました。</p>
<p>これまでも内閣府の保育教育施設向けガイドラインにて「豆は提供しない事」とされておりましたが、全国ではまだまだ豆の提供を続けている園が多かったのですが、今回の消費者庁からの注意喚起を受け、各保育園幼稚園へ改めて注意喚起の内容が届いたと思いますので、今年の節分では豆を食べない園が一気に増えたと思います。</p>
<p>教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に万全を期して頂き、こうした子どもを取り巻く事故を繰り返さないため以下質問致します。</p>
<p>(1) この消費者庁からの通達をもとに、各施設へどのような注意喚起と指導を行ったか。公立のみならず、私立の園についても豆まきの実施状況等、実態把握ができていますか伺う。</p>
<p>(2) 誤って気管などに入ってしまう「誤えん」や窒息事故の原因となる食品は豆・ナッツ類以外にも数多くあるが、そうした食品の提供方法の工夫や事故予防についての注意喚起はどのように行われているか。ヒヤリハットの収集や現場へのフィードバックがどう回っているか合わせて伺う。</p>

## 項目別質問内容

**資料要求欄** (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

- ① 市民の免許返納後の主な移動手段についてアンケートを取ったものがあるならばその内訳
- ② 過去3年間の障がい者の移動を補助する補装具費への公費負担額推移

# 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和3年2月17日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 2 新年度の介護及び障害福祉制度の運用について

## 答弁者

市長・教育長等

受 付	令和3年2月17日	No. 2
	午前11時57分	

## 項目別質問内容

<p>1、新型コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>人類に甚大な被害をもたらしている新型コロナウイルス感染症は第3波と言われる局面に入り、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出後は収束に向かいつつあるものの依然として予断を許さない状況です。多摩市においては、多摩市民の生命・身体・財産を守る責務を有する地方公共団体としてその使命を全うすべく日夜励まれていることを、一市民としても誇りに思っており、感謝申し上げます。この努力が必ずや結果に結びつくことを信じ、また、行政も議会も含め、市民が一体となってこの難局を乗り切るために、以下質問します。</p>
<p>(1) 新型コロナウイルス感染症は重症化や後遺症といった特徴を強く持つ疾病です。罹患者には早期の集中的な医療ケアが必要になる場合が多いと考えられます。現在の多摩市民に対する医療体制について、どのように分析されていますか。</p>
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症だけに限りませんが、疾病は罹ってから治療よりも、罹らないように予防することこそが健康の原則となります。現在感染リスクの軽減及び重症化予防にも効果があると期待されている新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制作りが進められていると思いますが、進捗はいかがでしょうか。ワクチンの有効性や安全性についての分析と対策、ワクチン接種における禁忌事項、その他ワクチン接種における課題と対策について、現時点における状況についても併せて伺います。また、ワクチン接種に否定的な考えを持つ市民も当然いらっしゃるわけですが、その中で誤った情報や根拠のない不安により本来助かるはずの命が失われるようなことは可能な限り避けたいところです。一方で、ワクチン接種をしないことによるリスクより、接種することによるリスクをより敏感に感じる人がいることも事実です。「絶対」と言い切れない科学的立場にある行政において、ワクチン接種における人の認知における思考過程をどのように分析されているのでしょうか。</p>
<p>(3) 疾病の予防はワクチン接種だけに留まるものではありません。運動や食事、睡眠、生きがいといった日々の生活から機能的向上や機会創出による健康増進の行動変容を促すこともまた予防の観点からは見逃すことのできないものです。コロナ禍における健康増進の在り方と、コロナ後に向けた健康増進の在り方について、具現的なお考えを伺います。</p>
<p>(4) 新型コロナウイルス感染症はその対策に行動制限を伴うことが多く、市民の経済活動に滞りや変化が多く見られます。市は現状をどのように分析し、どのように対策を進められるのでしょうか。</p>



# 一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2021（令和3）年2月16日

多摩市議会議員 岩永 ひさか

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

## 質問項目

- 1 （仮称）子ども・若者総合支援条例の制定について
- 2 子どもの健康と GIGA スクール構想について

## 答弁者

市長・教育長等

受 付	令和3年2月16日	No. 3
	午前8時36分	

## 項目別質問内容

1 (仮称) 子ども・若者総合支援条例の制定について
市長の施政方針でも述べられていた通り、現在、令和4年4月の施行をめざし、困難を抱える子ども・若者への切れ目ない支援や、地域の一員としてまちづくりに参画・活躍する環境づくりを後押しすることを目的にし、(仮称) 子ども・若者総合支援条例の制定に向けた議論が行われています。1月に開催された条例検討委員会では条例の骨子も示され、さらに議論を深められていくことと思います。
条例では「困難を抱える子ども・若者への切れ目ない支援」とされていますが、困難を抱えているかどうかは関係なく、すべての子ども、あるいは若者が条例の対象であり、私たちが条例制定をするにあたって問われるのは「子ども観」であり、「子育て観」であると思っています。
私は新型コロナウイルス禍における子どもを取り巻く環境の変化の中で、改めて子どもの育ちを私たちはどう支えてきたらどうか、また、子どもたちの声にどう耳を傾けてきたのか、それは、今回制定しようとしている条例のめざす方向、内容、その精神に照らすとき、どのように評価されるのか、振り返ることも必要ではないかと考えています。そして、これから取り組もうとしていることや、取り組んでいかなければならないことに対し、きちんと向き合っていくべきだと思っています。
言うまでもないことですが、条例の制定が最終目的ではないはずですから、その先に描くビジョンや計画をイメージしながら検討を進めることが必要だと考えています。既に条例の検討経過などについては市長を本部長とする子ども・子育て支援推進本部でも共有されているはずですが、条例制定を待つまでもなく、できる取組みに着手すべきという立場から以下質問いたします。
(1) 改めて、条例の制定について伺います。
①条例制定の意義、その必要性について伺います。
②条例制定により、もたらされる効果や期待することについて伺います。
③条例の実効性を担保するための仕組みについて伺います。
(2) 多摩市立多摩保育園の保育では、どのような保育目標を掲げ、保育に取組みを進めているのか伺います。また、「子ども」に接するとき大切にしていることについても伺います。
(3) 多摩市立児童館ではどのような共通目標を掲げ、各児童館での実践が行われているのか伺います。また、「子ども」に接するとき大切にしていることについても伺います。
(4) 新型コロナウイルス禍における子どもたちの状況をどのように把握し実情を捉えてきたのか伺います。

